



太秦天神川駅西部地域まちづくり基本構想がまとまりました！

去る2月4日（木）、「第9回太秦天神川駅西部地域まちづくり協議会」が開催され、委員16名、傍聴者9名の方にお集まりいただきました。

今回は、本協議会の最終回であり、昨年5月から8回にわたって議論してきた太秦天神川駅西部地域のまちづくりの方向性についておさらいし、『まちづくり基本構想』としてとりまとめました。今後、この基本構想は、本協議会から京都市への提言として取り扱うとともに、地域の皆様に広くお知らせすることを確認しました。

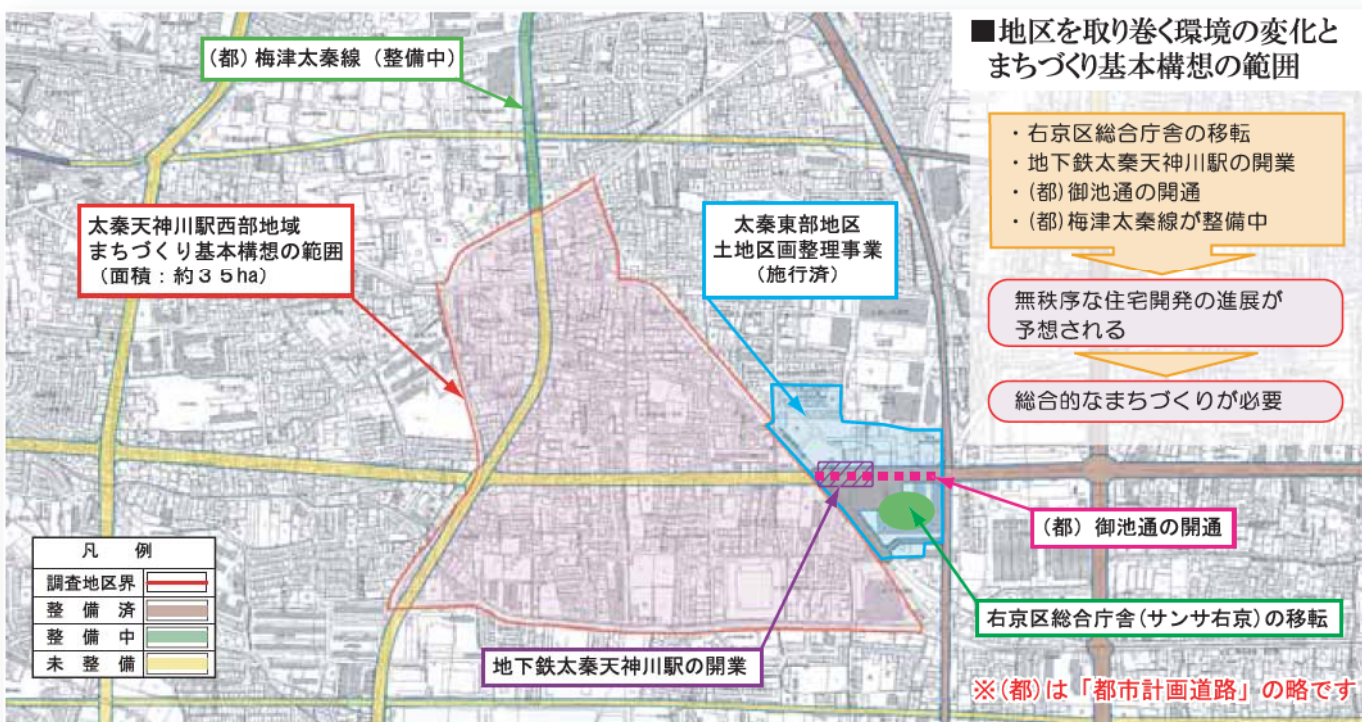
1. まちづくり基本構想策定の背景とまちづくりの必要性

太秦天神川駅西部地域は、計画的な整備が行われないうまま市街地が形成され、道路や公園などの都市基盤が不十分であるため、緊急車両の通行や避難地の確保等、防災面や日常生活面での課題をかかえている地域です。

また、本地域に隣接した太秦東部地区における地下鉄太秦天神川駅の開業、右京区総合庁舎の移転や三条通までの御池通の開通に伴い、本地域の利便性が大幅に向上したことから、更なる住宅地開発や交通量の増加等による生活環境の悪化が懸念されます。

このような状況から、本地域は、太秦東部地区と一体となって右京区の新拠点としてふさわしい市街地環境を整えたまちとするため、右京区基本計画において優先的に整備すべき道路として位置付けられている御池通及び梅津太秦線のネットワーク化を図るとともに、地域の交通環境の改善や防災機能の向上等を図る必要があると考えられます。

このため、平成21年5月に地域の代表者31名からなる太秦天神川駅西部地域まちづくり協議会を設置し、住民と行政のパートナーシップのもと、地域の課題や基本構想、それを実現するための整備手法等について協議・検討を行ってきました。



2. 地域の現状と課題（解決すべき事項）

★地域の現状

[道路]

(都)御池通、(都)梅津太秦線が未整備

- ・三条通や府道太秦上桂線の交通量が多く危険
- ・地域内に通過交通が進入し危険

生活道路が未整備

- ・道路幅が4m未満の生活道路が多い
- ・行き止り道路がある

[公園]

- ・子供達が安全に遊べる公園が少ない
- ・万一の際の避難地となる広場が少ない

[土地利用]

- ・戸建住宅が多く、まとまった農地もある
- ・嵐電北側は木造住宅が密集し、防災上の問題がある
- ・近年、地域内に大規模なマンションや住宅団地が建設された
- ・計画されている(都)御池通と(都)梅津太秦線の交差点周辺は地盤の高低差がある

★地域の課題

地域の課題

課題①
都市計画道路の整備

三条通や府道太秦上桂線の安全性の確保と、地域内への通過交通を排除するために、(都)御池通と(都)梅津太秦線の整備が課題です

課題②
生活道路の整備

安心して住み続けられる住宅地としての居住環境を向上させるために、地域全体において身近な生活道路の整備が課題です

課題③
公園・緑地の整備

良好な景観形成や住民の憩いの場として、更には災害時の一時的な避難地として、公園・緑地の整備が課題です

課題④
土地利用の誘導

交通アクセス条件の向上による地域のポテンシャルアップに対応し、特に都市計画道路の沿道を中心として、適正な土地利用を誘導することが課題です

課題⑤
地域資源の保存・活用

春日神社や車僧影堂等の歴史的資源や地蔵等のコミュニティ活動の拠点となる地域資源を保存し、まちづくりに積極的に活用することが課題です



交通量が多く危険な三条通



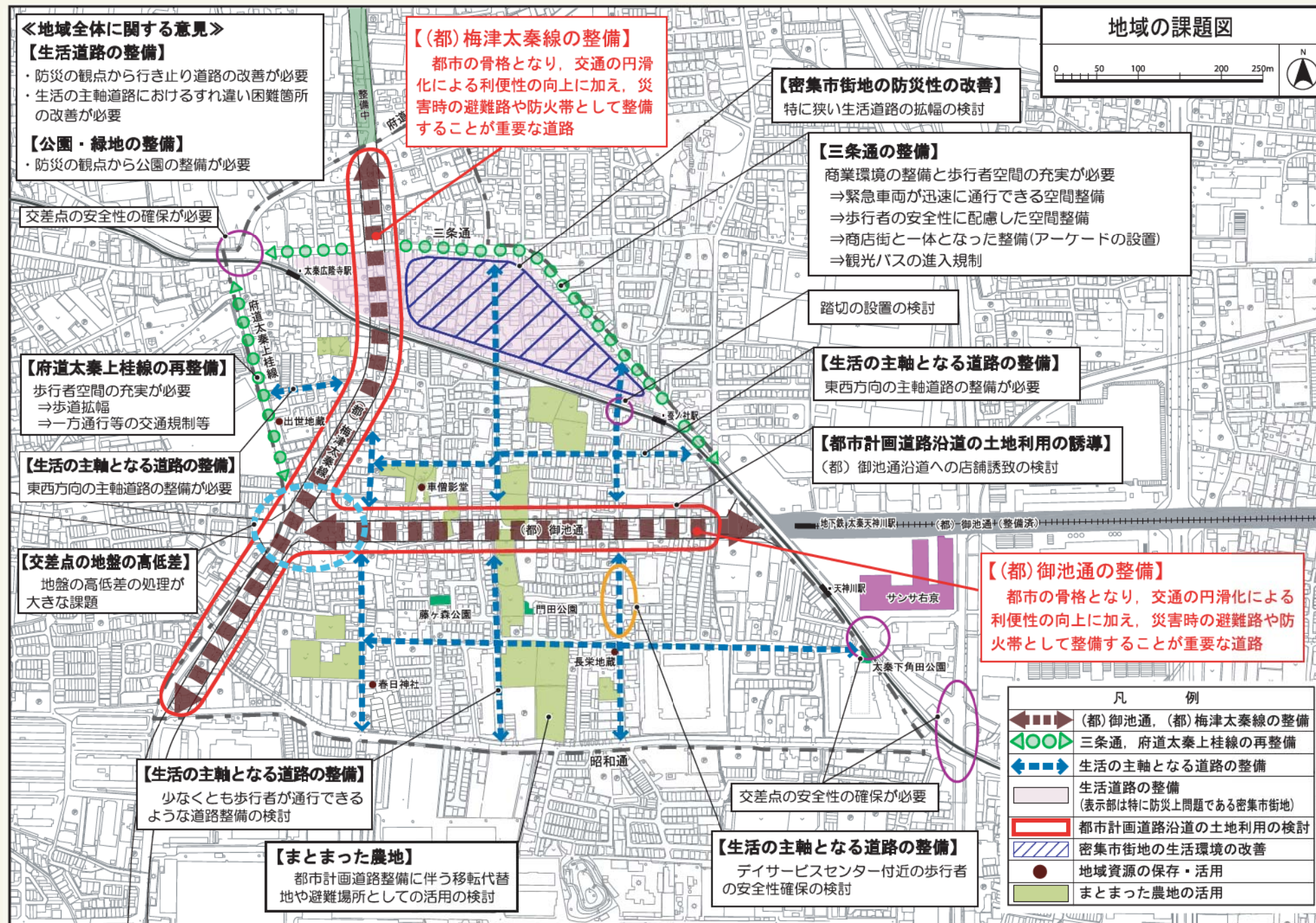
道路幅が狭い生活道路



地盤の高低差



近年建設されたマンション



交通量が多く危険な府道太秦上桂線



行き止り道路



住宅団地にある小規模公園



近年開発された住宅団地

3. まちづくり基本構想

★都市計画道路〔(都)御池通, (都)梅津太秦線の整備〕

都市の骨格となり、交通の円滑化による利便性の向上に加え、災害時の避難路や防火帯として整備することが重要な道路

〔ルートや幅員について〕

- ・広域的な幹線道路網を形成する重要な道路として位置付けられています
- ・道路整備予定地において長年、建築制限がかけられており、ルートを変更すると新たな建築制限をかけることになり大きな影響があります(都市計画決定⇒御池通：昭和14年、梅津太秦線：昭和32年)

都市計画決定されたルートと幅員を前提

- ・(都)御池通(22m)
- ・(都)梅津太秦線(20m)

〔(都)梅津太秦線と嵐電の交差について〕

(都)梅津太秦線を立体交差(高架化または地下化)にした場合に予想される問題
(現在は平面交差で都市計画決定されています)

- ・(都)梅津太秦線と三条通の平面交差が難しくなります
- ・膨大な事業費が必要となり、工事の長期化が懸念されます
- ・(都)梅津太秦線に側道が必要となります

(都)梅津太秦線と嵐電は平面交差を前提

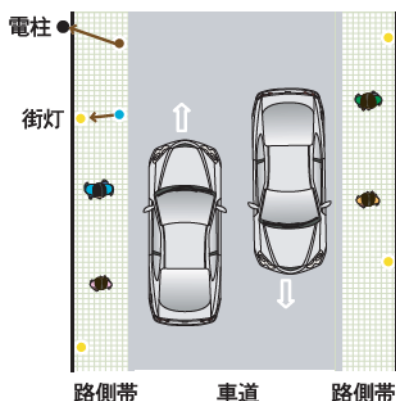
★補助幹線道路〔三条通, 府道太秦上桂線〕の整備

〔三条通〕

商店街としての商業環境の向上や、安心して歩けるための歩行者環境の向上を目指した再整備が必要です(沿道は建て込んでおり道路拡幅は困難)

対面通行を前提とした再整備の検討

《整備イメージ》

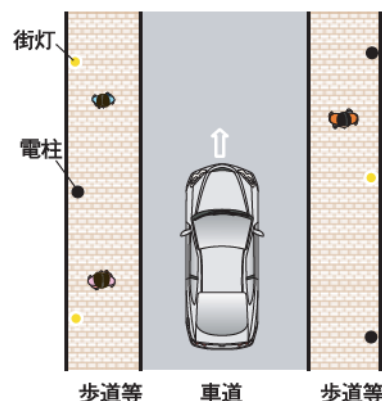


〔府道太秦上桂線〕

通学児童の安全性を優先させた歩行者環境の向上に向けての再整備が必要です(沿道は建て込んでおり道路拡幅は困難)

一方通行化も含めた再整備の検討

《整備イメージ》

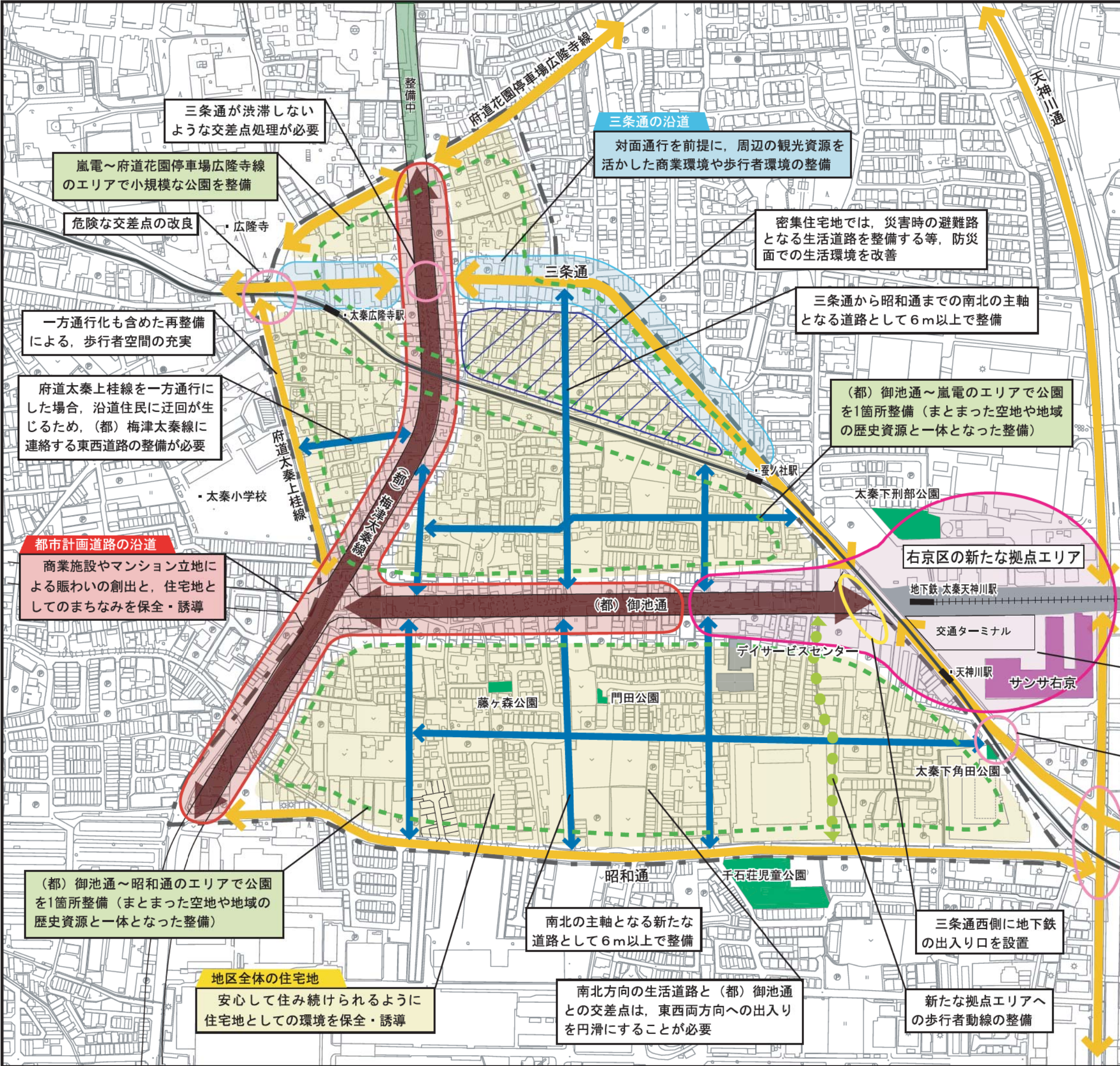


まちづくり基本構想図



まちづくりの目標：
「安心して住み続けられるまち」

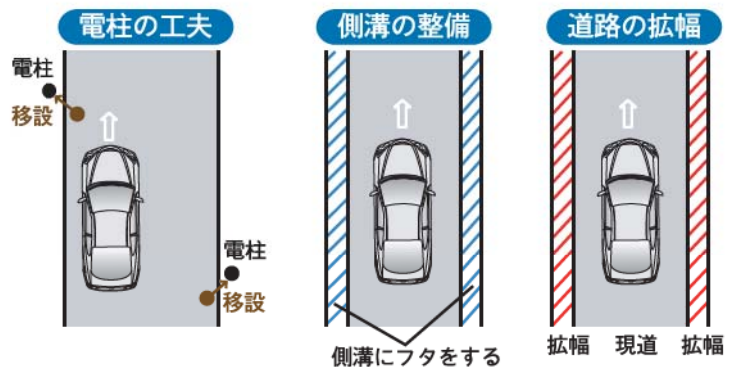
凡 例	
道	都市計画道路
路	補助幹線道路
路	生活の主軸となる道路 (4~6m以上で整備)
公園	誘致圏域に配慮した公園の整備
土地利用	右京区新たな拠点エリア
土地利用	都市計画道路沿道エリア
土地利用	三条通の商店街エリア
土地利用	住宅地エリア
土地利用	住宅密集エリアの総合的な環境改善



★生活道路の整備

全体的	安心して通行できるように、電柱の工夫、歩行者ゾーン等の視覚的表示、側溝の蓋かけ等の再整備
地域中央の南北主軸道路	6m以上で整備、(都)御池通との交差点には信号を設置
主軸道路	幅員4～6mで整備

《整備イメージ》



★公園の整備

本地域に必要な公園と配置のルール		
公園の種類	規模 (標準面積)	役割と配置の考え方 (誘致距離)
街区公園	2,500㎡	主に地域に居住する住民が歩いて利用する公園 公園を中心に半径250mの範囲内に1箇所配置

※農地を公園とすることについて

本地域内の農地の大部分は生産緑地に指定されており、農業を継続することを前提として税金の軽減や納税猶予を受けている場合もあるので、一般的に公園に転用することは難しい

公園整備のイメージ	
配置	地域住民が歩いて利用できるように(都)御池通以南に1箇所、以北に2箇所程度を配置
用地の確保	まとまった空地や地域の歴史資源と一体となって整備 建物が密集していて、まとまった土地が確保できない場合は、小規模な公園を確保
施設の内容	地域住民が日常的に安心して利用できる明るい公園とし、災害時に備え防火水槽等を設置

★土地利用の誘導

土地利用区分	土地利用のイメージ
右京区の新たな拠点エリア	右京区の新たな拠点エリアとするために、生活利便施設等の立地を推進
都市計画道路の沿道	賑わいを創出する機能立地を進めるとともに、都市計画道路の沿道にふさわしい街並み形成を誘導
三条通の沿道	歩いて買い物が楽しめる商店街とするために、環境整備や商業の活性化を推進
地域全体の住宅地	安心して住み続けられる住宅地としての環境を保全・整備

4. まちづくり基本構想の実現に向けて[想定される整備単位と整備手法]

★ まちづくり基本構想の実現に向けた京都市としての前提条件

- ・ 地域住民の方と行政の協働により、役割分担をしながら、まちづくりを進めていきます。
- ・ 事業の緊急性・優先性や市の財政状況を考慮しながら、まちづくりを進めていきます。
- ・ 整備手法や整備区域については、地域住民の方の意向を踏まえながら、検討・選択します。

整備手法

都市計画道路の整備手法

計画道路の用地だけを買収して整備する「直接買収方式(街路事業)」と、計画道路の沿道区域も含めて面的に整備する「沿道型の土地区画整理事業」が考えられます

密集市街地の生活環境を改善するための整備手法

生活道路の整備や、老朽住宅の解消等を総合的に改善整備できる「住宅市街地総合整備事業」等が考えられます

生活道路の整備や土地利用の誘導を行うための整備手法

行政主導の道路整備に加えて、住民のみなさんでまちづくりのルールを作り、そのルールに沿って時間をかけながら生活環境を改善していく「地区計画制度」等が考えられます

歩行者空間の再整備等により通学児童の安全性を向上
[想定される整備手法]
◇府道太秦上桂線の再整備等(歩道の改良等)

住民が主体となってまちづくりのルールを定め、そのルールに基づき生活環境を改善
[想定される整備手法]
◇地区計画制度の適用
◇生活道路の改善
◇空地等を活用した街区公園の整備等

防災環境や生活環境を総合的に改善
[想定される整備手法]
◇住宅市街地総合整備事業
◇地区計画制度の適用等

歩行者空間や道路環境の再整備、沿道景観整備による三条通の商業環境を改善
[想定される整備手法]
◇三条通の再整備(歩道の改良等)
◇地区計画制度の適用(商業環境の改善等)

(都)御池通と(都)梅津太秦線の交差点付近は地形の高低差があり、整備手法の選定に当たって配慮が必要

都市の骨格となる道路で、優先的に整備すべき課題であることから、沿道住民等の関係権利者の協力を得て、事業手法を検討・選定
[想定される整備手法]
◇直接買収方式(街路事業)
◇面的な整備手法(沿道型の土地区画整理事業等)

※整備手法は決定したものでなく、あくまでも想定されるものです

お問い合わせは、下記までお願い致します。

京都市 建設局 都市整備部 市街地整備課 (担当 榮(さかえ), 長谷川)

電話075-213-3537 F A X 075-213-3586

e-mail sigaichiseibi@city.kyoto.jp

ホームページアドレス http://www.city.kyoto.lg.jp/kensetu/soshiki/10-5-1-0-0_10.html

